

元気なふるさと秋田づくり顕彰事業表彰

3月5日、山本地域振興局において「元気なふるさと秋田づくり顕彰事業」表彰式が行われ、三種町からは旧上小校舎利活用協議会（渡辺俊吉会長）と、少年不良化防止および少年保護に尽力されている清水喜勝さん（浜田）の1団体1個人が表彰されました。



旧上小校舎利活用協議会会長の渡辺俊吉さん

旧上小校舎利活用協議会は、平成22年の発足以来、旧上岩川小学校に図書コーナーを開設したのをはじめ、年間を通じて各種教室やレクリエーションを実施。毎年1月には、上岩川小学校の伝統行事として行われていた「ジャンボカルタ大会」も継続して行っており、旧校舎を地域センターとして活用しながら、地域の交流や里山文化の伝承活動などを行っていることが高く評価されたものです。

一方、清水さんは、青少年の非行防止と保護のため、平成5年ごろから浜口小学校校門前で登校してきた児童たちへの声掛け活動を行っているほか、海水浴シーズンになると、釜谷浜海水浴場で巡回活動を行っており、その実績が評価され今回の受賞となりました。

みなさんの日ごろの活動に敬意を表するとともに、この度の受賞に対しましては深くお喜び申し上げます。

今年度も住宅リフォーム助成事業を行います

【対象者および対象住宅】

- 町民自らが所有し、居住している住宅（併用住宅の場合は、住居部分のみが対象）
- この事業による助成は、住宅1棟につき1回です。また、同一人に対しても1回です。

【対象工事条件】

- 三種町内に事業所を有する法人か町内に住所を有する個人事業者が工事を行うこと。
- 工事費用が20万円以上（消費税を含む）であること。
- 交付決定後に着手し、当該年度の3月20日までに所定の実績報告書を提出できる工事。

【助成対象工事】

- 増築工事（ただし、増築する面積が既存住宅の床面積を超えない範囲）

z工事、修繕工事、補強工事、下水道関連工事、断熱改修工事、気密改修工事、遮音工事。※ただし、土地の購入や造成に係る費用、工食用機械、工具等の購入に係る費用、新築工事は該当しません。

【助成金額】

- ①工事費用（消費税の額を含む）が20万円以上50万円未満の場合、対象工事費用の15%を補助。
- ②工事費用（消費税の額を含む）が50万円以上の場合、県事業を優先して実施していただき、工事費用の15%から県の補助金を差し引いた金額（県と町合わせて30万円限度）を補助。

【申請期間および申請場所】

4月1日（月）から建設課管理係、

※その他詳しくは、下記までお問い合わせください。

◆問い合わせ先 建設課管理係 TEL 85-4820

県の助成事業「あきた安全安心住まい推進事業」のお知らせ

県では、住宅を建設またはリフォーム等される方に対して、次の事業により補助します。

① 住宅リフォーム推進事業

② 住宅用太陽光発電システム普及支援事業

③ 「秋田スギの家」普及促進事業

補助条件などの詳細は、県のホームページ、または県の地域振興局建築課までお問い合わせください。

▶ 秋田県公式ホームページ

<http://www.pref.akita.lg.jp>

◆問い合わせ先 山本地域振興局建築課 TEL 52-6103